

令和7年度十和田市戦没者追悼式

多くの尊い命が失われた先の大戦の終戦から、80年の年月が過ぎ去りました。

市では、亡くなられた多くの犠牲者の方々の冥福を祈り、平和への誓いを新たにするため、戦没者追悼式を行います。

戦争の悲惨さや平和の大切さを次世代に継承していくため、戦争を知らない若い世代の方々の積極的な参加をお待ちしています。

とき 8月19日(火) 午前10時～
ところ 市民文化センター

☎生活福祉課 ☎ 0176-51-6718

介護保険負担限度額認定証の更新をお忘れなく

介護施設への入所やショートステイを利用している人が、8月以降も引き続き食費・居住費の負担軽減を受けるためには、認定証の更新手続きが必要です。

利用者負担額は、世帯の課税状況や年金収入額、資産状況などにより判定します。

必要な物 ▶現在お持ちの認定証
▶介護保険負担限度額認定申請書
▶はんこ

▶本人と配偶者の通帳（複数ある場合はその全て）の写し

申請期限 8月29日(金)

※新たに認定証を希望する人は、随時受け付けしています。

☎高年齢介護課 ☎ 0176-51-6722

特定入所者介護サービス費の

利用者負担段階の基準額が変わりました ☎高年齢介護課 ☎ 0176-51-6722

令和6年の老齢基礎年金（満額）の支給額が80万9千円となったことを踏まえ、8月1日(金)から利用者負担段階（第2段階・第3段階①）の基準額が変わりました。※段階別の費用額に変更はありません。

利用者負担段階	市民税課税状況		変更後	変更前
2	世帯	本人	年金収入など 80万9千円以下	年金収入など 80万円以下
3①	非課税	非課税	年金収入など 80万9千円超 120万円以下	年金収入など 80万円超 120万円以下

国民年金保険料の免除や納付猶予のある人は追納ができます

保険料の免除や納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間がある場合、保険料を全額納めたときよりも将来受け取る年金の額が少なくなります。

免除や納付猶予の対象月から10年以内であれば、さかのぼって納める「追納制度」がありますので、将来の年金額を増額するためにも追納することをお勧めします。

なお、追納の相談については国民年金課で受け付けしています。

必要な物 ▶来庁する人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）

▶基礎年金番号が分かるもの（年金手帳、基礎年金番号通知書など）

☎国民年金課 ☎ 0176-51-6753

☎八戸年金事務所 ☎ 0178-44-1742

詳しくはこちらから▶



SMSを活用して国保特定健診の受診勧奨をします

市では、生活習慣病の予防、早期発見、早期治療のため、40歳以上の国民健康保険加入者の特定健康診査を無料で実施しています。受診者を増やし健康寿命の延伸につなげるため、ショートメッセージサービス（SMS）による受診勧奨を実施します。

対象 国民健康保険加入者のうち、過去に特定健康診査を受診したことがある人で、本年度、受診していない人（受診の確認には、時間がかかりますので、予約済み、受診済みの人にもメッセージが届く場合があります。）

実施日 8月5日(火)、10月10日(金)

配信元表示 ☎ 0176-51-6750

(au回線、ドコモ回線)

☎ 242170(ソフトバンク回線)

※市が送信するメッセージには返信できません。

※個人情報や金融機関の口座情報を聞くことはありません。

☎国民年金課 ☎ 0176-51-6750

【有料広告欄】 「広報とわだ」に広告を掲載しませんか。申込先 総務課広報男女参画係 ☎ 0176-51-6702

十和田市公式ホームページに バナー広告を掲載しませんか

ひと月あたり掲載料 3,000円
(縦60ピクセル×横120ピクセル)

詳しくは市ホームページをご覧ください。



十和田市
Tomada City

